

第3次交通事業者燃油高騰対策支援金交付申請チェックシート

交通事業者燃油高騰対策支援金の交付申請には下記の書類が必要です。提出前に申請書の記入漏れや添付漏れがないか、ご確認ください。

■支援金交付申請に必要なもの

1. 交通事業者燃油高騰対策支援金交付申請書

※「第2次交通事業者燃油高騰対策支援金」受給口座以外の振込口座を希望される場合は、別途「振込先通帳の写し」を添付

2. 誓約書

3. 自動車運転代行業法第5条に定める自動車運転代行業の認定証の写し

※令和7年2月1日時点での認定証の写しを提出ください。申請者が自動車運転代行業者であるかどうかを確認します。

4. 対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

※自家用・事業用の別、乗車定員、所有者（使用者）などを確認します。

5. 申請者の区分に応じた次の書類

(1) 法人事業者 アイのいずれかの写し

ア. 所在証明書

イ. 令和5年度分の法人税・地方法人税の申告書（別表一、貸借対照表及び損益計算書）

(2) 個人事業者 アイのいずれかの書類

ア. 令和5年分の所得税の確定申告書（（ア）及び（イ））の写し

（ア）第一表及び第二表 （イ） 所得税青色申告決算書又は収支内訳書

イ. 令和5年分の市民税・県民税・国民健康保険税申告書（第一表、第二表及び収支内訳書）の写し

※所在証明書の場合市役所本庁税務課、各支所市民生活福祉係で発行。

発行費用300円はご負担ください。

※申請者の事業所または営業所の所在が八女市内にあることを確認します。

※確定申告書の写しは税務署の收受印または税理士の証明印があるもの、電子申告（e-TAX）の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付ください。（申告書の上部に受付日時、受付番号がある場合は不要です。）

6. 自動車運転代行業法第5条に定める認定申請又は同法第8条に定める変更の届出に関する書類で、申請時における随伴用自動車の車両や台数が確認できるページの写し

※申請者の事業にかかる車両保有の認可台数等を確認します。